

令和7年9月3日

第473回白石市議会定例会議案書

目 次

報 告

報告第 5 号	損害賠償額の決定及び和解について	・・・	2
報告第 6 号	令和 6 年度白石市健全化判断比率及び資金不足比率について	・・・	4
報告第 7 号	私債権の放棄について	・・・	5

議 案

議案第 4 8 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	8
議案第 4 9 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 1 号） （令和 7 年度白石市一般会計補正予算）	・・・	9
議案第 5 0 号	令和 6 年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	・・・	1 0
議案第 5 1 号	令和 6 年度白石市水道事業会計利益の処分及び決算の認定並びに白石市下水道事業会計決算の認定について	・・・	1 1
議案第 5 2 号	令和 6 年度白石市病院事業会計決算の認定について	・・・	1 2
議案第 5 3 号	東北本線白石駅構内こ線歩道橋補修工事協定書の変更について	・・・	1 3
議案第 5 4 号	財産の取得について	・・・	1 4
議案第 5 5 号	財産の無償譲渡及び無償貸付について	・・・	1 5
議案第 5 6 号	白石市旧学校利用施設条例の一部を改正する条例	・・・	1 7
議案第 5 7 号	白石市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	・・・	1 9
議案第 5 8 号	白石市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	・・・	2 1
議案第 5 9 号	白石市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例	・・・	2 7
議案第 6 0 号	白石市道路線の廃止について	・・・	2 9

報 告

報告第 5 号

損害賠償額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

(写)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年8月8日

白石市長 山 田 裕



道路沿線上による物損事故に係る損害賠償額の決定について

令和7年4月16日、午後5時50分頃、白石市福岡深谷字松田地内、市道側道西16号線沿線上で発生した道路側溝蓋（縞鋼板）による物損事故について、下記のとおり損害賠償額を決定する。

記

- | | | |
|---|----------|----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 136,587円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 住所
氏名 |

報告第 6 号

令和 6 年度白石市健全化判断比率及び資金不足比率について

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

1 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.5%	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率において赤字がない場合並びに将来負担比率が算定されない場合、「—」と表記している。

2 資金不足比率

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
病院事業会計	—

※資金不足がない場合、「—」と表記している。

報告第 7 号

私債権の放棄について

白石市債権管理条例（平成29年白石市条例第1号）第18条第1項の規定により、市の私債権について別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日

白石市長 山 田 裕 一

白石市債権管理条例の規定により放棄した私債権

種類	第18条第1項第1号 生活困窮		第18条第1項第2号 消滅時効		第18条第1項第4号 破産による免責		第18条第1項第7号 死亡・行方不明等		合計		放棄した時期
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
市営住宅使用料	1件	1,146,100円	3件	6,328,770円			7件	6,463,910円	11件	13,938,780円	令和7年2月17日
水道料金	5件	16,274円	592件	10,581,229円	1件	2,035円	27件	53,061円	625件	10,652,599円	令和7年3月31日
病院事業個人未収金			15件	4,059,316円					15件	4,059,316円	令和7年3月21日
合計	6件	1,162,374円	610件	20,969,315円	1件	2,035円	34件	6,516,971円	651件	28,650,695円	

議 案

議案第48号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所

氏 名 半 沢 道 彦

生年月日

住 所

氏 名 齋 藤 千代人

生年月日

令和7年9月3日

白石市長 山 田 裕 一

議案第49号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年度白石市一般会計補正予算（専決第11号）

（令和7年7月18日専決）

令和7年9月3日

白石市長 山田 裕一

議案第50号

令和6年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

白石市長 山田 裕一

議案第51号

令和6年度白石市水道事業会計利益の処分及び決算の認定並びに白石市下水道事業会計決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

白石市長 山田 裕一

議案第52号

令和6年度白石市病院事業会計決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

白石市長 山田 裕一

議案第53号

東北本線白石駅構内こ線歩道橋補修工事協定書の変更について

令和5年9月1日に議決された第464回白石市議会定例会第74号議案東北本線白石駅構内こ線歩道橋補修工事協定書の締結についてを次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年白石市条例第9号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

協定の金額中「4億4,973万8,000円」を「7億4,979万6,000円」に改める。

令和7年9月3日

白石市長 山田 裕一

議案第54号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年白石市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得財産 | 圧雪車 1台 |
| 2 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 3 | 取得予定価格 | 8,250万円 |
| 4 | 取得の相手方 | 山形県山形市東山形一丁目7番26号
日本ケーブル株式会社東北支店
支店長 小森 貴之 |

令和7年9月3日

白石市長 山田 裕一

議案第55号

財産の無償譲渡及び無償貸付について

次のとおり財産を無償で譲渡すること及び無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記

1 無償譲渡及び無償貸付物件

所在 白石市白川津田字田中前1番地2 旧白川中学校

(1) 建物、構築物及び物品（無償譲渡）

①校舎 1棟 1,402.92㎡（附帯設備含む。）

②体育館 1棟 548.37㎡（附帯設備含む。）

③倉庫 3棟 42.97㎡

④構築物 一式 プール、自転車置き場、遊具、門、塀、バックネット、浄化槽、その他外構等

⑤附属物品 一式 机、椅子、棚、図書等

(2) 土地（無償貸付）

地番 白石市白川津田字田中前1番1、102番2

白石市白川津田字小路南23番2、31番1、35番1、37番3

白石市白川津田字土手添2番2

地目 学校用地

地積 14,452㎡

2 無償譲渡及び無償貸付の相手方

仙台市青葉区昭和町1番37号JACビル2F

一般社団法人地球共創学園設立準備会

代表理事 風見 正三

- 3 無償譲渡及び無償貸付後の目的
大学院大学の設置及び運営のため
- 4 無償譲渡の日
令和8年4月1日
- 5 無償貸付の期間
令和8年4月1日から令和38年3月31日まで

令和7年9月3日

白石市長 山 田 裕 一

議案第56号

白石市旧学校利用施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

白石市長 山 田 裕 一

白石市旧学校利用施設条例の一部を改正する条例

白石市旧学校利用施設条例（平成30年白石市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表及び別表「旧白川中学校体育館」の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第57号

白石市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

白石市長 山 田 裕 一

白石市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2

(4) 市の職員（第2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの条例の規定の適用については、第1条中「第243条の2の8第1項」とあるのは、「第243条の2の7第1項」とし、「第243条の2の9第3項」とあるのは、「第243条の2の8第3項」とし、第2条中「第173条の5第1項第1号」とあるのは、「第173条の4第1項第1号」とする。

議案第58号

白石市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(白石市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 白石市職員の育児休業等に関する条例(平成4年白石市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は」に改め、同条第2項中「非常勤職員」の次に「(第18条第2号に規定する非常勤職員をいう。以下この条において同じ。))」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき
当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき
当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第18条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「定年前再任用短時間勤務職員等を除く。」を「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。」に改める。

第19条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年白石市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

(白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とし、第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、白石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白石市条例第5号。以下「育児休業条例」という。）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 育児休業条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる

措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(白石市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の白石市職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 任命権者は、施行日前においても、第3条の規定による改正後の白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、そ

の講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第59号

白石市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

白石市長 山 田 裕 一

白石市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例
白石市障害者地域活動支援センター条例（平成16年白石市条例第56号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第60号

白石市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

白石市長 山 田 裕 一

白石市道路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

記

路線番号	路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
50043	穀台線	白石市大平中 目字南田13 4番地	白石市大平中 目字南田13 6番地	623.8	2.7 ～ 3.9